

II. 農薬の一般名字訳基準

1. 適用範囲

この基準は、農薬の一般名に関し国際標準化機構で承認されている名称(英名)または「農薬の一般名命名基本原則」により作成された英名(以下、この両者を「原語」という)を日本名に字訳するためのものである。

2. 字訳すべき文字

記号、翻訳すべき部分および語尾の **e** を除き、原語のすべてのアルファベット文字を表 5 の字訳基準にしたがって字訳する。ただし、原語の一部が化学名である場合は、これを他の部分と識別することが可能であるように配慮するものとし、当該部分については文部省学術用語集によって日本名にする。学術用語集に記載されていない場合は、日本化学会標準化専門委員会制定にかかる化合物命名法によって翻訳または字訳するものとする。

3. 子音字と母音字

子音字とは、英語字母のうち **a, e, i, o, u** を除いた 21 字母とする。

母音字とは、**a, e, i, o, u, y** (ただし、**y** は直後に母音がないときまたは母音があるが **y** が音節末尾のとき) の 6 字母とする。

4. 原語と字訳語の間の文字対応

- (1) 子音字 1 個とそれにつづく母音字 1 個は組み合わせて別表の字訳基準表 (表 5) A 欄により字訳する。
- (2) 母音字を伴わない子音字は字訳基準表(表 5) B 欄により字訳する。
- (3) 直前が子音字でない母音字はローマ字つづりと同じに字訳する。
- (4) 元素名 **iodine** に関連のある **io** はヨーと字訳する(上記(3)項の例外)。
- (5) 母音字 **y** は **i** と同様、**ae** は **e** と同様、**oe** は **e** と同様、**ou** は **u** と同様、**eu** は **oi** と同様に字訳する (上記(3)項の例外)。

5. 塩を有効成分とする農薬の一般名の字訳

塩を有効成分とする場合は、以下のように字訳することを原則とする。

- (1) 農薬の一般名字訳基準による。
- (2) 語尾に「塩」という語をつける。
- (3) 化学名を字訳するが、必要な場合には翻訳と併用する。

例: 「○○○ジクロリド」、「○○○三酢酸塩」

- (4) 検索に支障を来すので「硫酸○○○」、「塩酸○○○」のような字訳はしない。
- (5) 第一級、第二級および第三級アミン塩は、「○○○アミン塩」とする。

例: トリクロピ^ルトリエチルアンモニウム ⇒ トリクロピ^ルトリエチルアミン塩

- (6) ハロゲン化物は、そのまま字訳する。

例: mepiquat chloride ⇒ メピコートクロリド

(7) 対イオン数の表示は、次のとおり行う。

(イ) 対イオン数は、イオン名を字訳した場合は字訳する。

例: paraquat dichloride パラコートジクロリド

(ロ) 対イオン数は、イオン名を翻訳した場合は翻訳する。

例: iminoctadine triacetate イミノクタジン三酢酸塩

(ハ) 対イオン数が1のときは、省略する。ただし、1という数字をつけなければ混乱するような場合には、「モノ」を付ける。

(8) 親化合物と対イオン部分の間には、ハイフンや空白は設けない。

(9) イオンの短縮名は、そのまま字訳する。さしつかえがなければ字訳と翻訳を併用してもよい。

例:

化学名	ISO 短縮名	字訳
methyl sulphate	⇒ metilsulfate	⇒ メチル硫酸塩

(10) 対イオン名の字訳例は次のとおりである。

表4 塩を有効成分とする農薬の一般名字訳基準による対イオン名の字訳

塩の種類	ISO で用いられている対イオン名	対イオン名の字訳
金属塩	sodium	ナトリウム塩
	dipotassium	二カリウム塩
アミン塩	isopropylamine	イソプロピルアミン塩
	diolamine *1	ジオラミン塩
その他の陽イオン	ammonium	アンモニウム塩
	trimesium *2	トリメシウム塩
ハロゲン化物	chloride	クロリド
	dibromide	ジブロミド
その他の陰イオン	hydroxide	水酸化物
	hydrochloride	塩酸塩
	metilsulfate *3	メチル硫酸塩
	triacetate	三酢酸塩
	tris-sulphate	トリス硫酸塩
	bis-metilsulfate	ビスメチル硫酸塩
hydrogen oxalate	シュウ酸水素塩	

*1: bis(2-hydroxyethyl) ammonium

*2: trimethylsulfonium

*3: methyl sulphate

6. 字訳の例外

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は字訳の例外とする。

① 字訳基準に従って字訳した場合、登録商標、既存の農薬一般名等と混同するおそれのある場合。

② 字訳基準に従って字訳した場合、日本名としての語感が不適当と判断される場合。これら①または②に該当する場合、英語その他の外国語の発音等を参考として字訳することができる。

(2) ①下記の語尾は例外として、下に示すように字訳することができる。

al	(ア)	ール	ase	(ア)	ーゼ	ol	(オ)	ール
ole	(オ)	ール	oll	(オ)	ール	ose	(オ)	ース
ot	(オ)	ート	it	(イ)	ット	ite	(イ)	ット
yt	(イ)	ット						

これらのほか、日本名として適当と判断される場合は、長音化または促音化することができる。

②すでに慣用になっている **ate** および **mycin** はそれぞれ(エ)ート、マイシンとして字訳する。

7. ハイフンを有する一般名の字訳

(1) ギリシャ語の接頭辞を付したピレスロイドは、接頭語と一般名との間のハイフン(ー)は付けずに字訳する。

例：英名 **beta-cyfluthrin**
字訳 ベータシフルトリン

(2) 立体異性体に接尾辞として付した **-MP**, **-M**, **-P** は、ハイフン(ー)は付けずに字訳する。

例：英名 **uniclazole-P**
字訳 ウニコナゾールP

(3) 簡単な塩類およびエステル類の場合、接尾辞と一般名の間のハイフン(ー)を付けずに字訳する。

例：英名 **pyrazosulfuron-ethyl**
字訳 ピラゾスルフロンエチル

(4) (2) と (3) の二つの基準に該当する例。

例：英名 **acibenzolar-S-methyl**
字訳 アシベンゾラル S メチル